

第2章 環境の状況及び講じた施策

府内の大気環境については、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に加えて、二酸化窒素の環境保全目標（環境基準）の達成率も初めて100%となりました。一方、府内の水環境については、河川のBOD、大阪湾のCODについて、環境保全目標の達成率がそれぞれ、81.3%、40.0%でした。また、地球温暖化やヒートアイランド対策、アスベストをはじめとする有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成20年度に講じた施策のうち、主要な施策や新たな取組みを中心に、その概要について環境総合計画の目標と併せて報告します。

第1節 廃棄物対策とリサイクルの推進

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

廃棄物の最終処分量を2010(平成22)年度までに1997(平成9)年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを推進します。

【現状】

一般廃棄物

平成19年度に府内から排出された一般廃棄物は407万トン(集団回収含む)であり、一人一日あたりの排出量は1,252グラムと減少傾向にあります。また、再生利用量は44万トンであり、最終処分量は63万トンとなっています。リサイクル率も徐々に向上しており、10.9%となっています。

産業廃棄物

平成17年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トンとなっています。また、再生利用量は545万トンであり、最終処分量は67万トンとなっています。

図-2 一般廃棄物排出量の推移

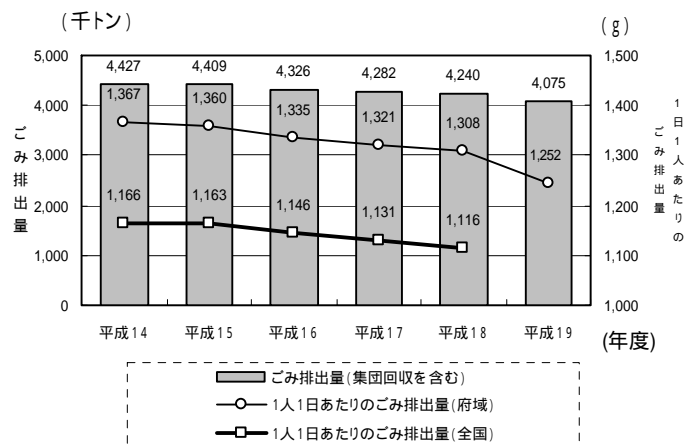


図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移

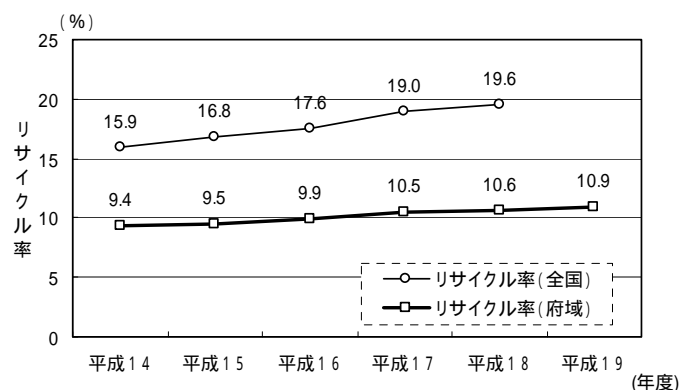
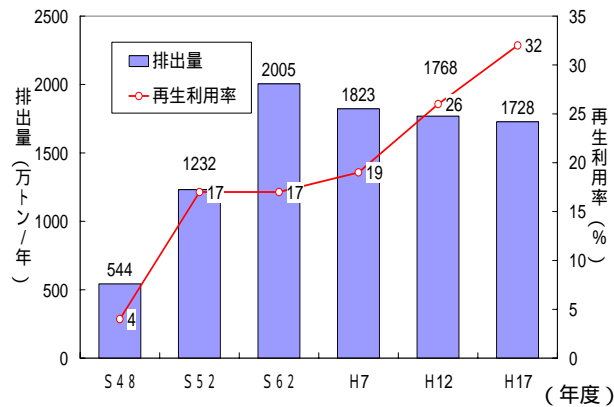


図-4 産業廃棄物の排出量と再生利用率の推移（大阪府）



(2) 講じた施策

容器包装リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第5期大阪府分別収集促進計画(平成20～24年度)」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握するとともに、先進的な取組事例の情報提供など市町村への技術支援を引き続き行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.11)

家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

「家電リサイクル大阪方式」の推進に向けて、消費者や関係者に周知・啓発を行いました。

また、大阪方式のリサイクル率の設定(平成21年4月に対象に追加した衣類乾燥機等)及び率の見直しを検討するため、家電製品の大きさや素材構成ごとの有価物回収量を把握するなど、実証調査を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.14)

リサイクル製品認定制度の運営

【循環型社会推進室 内線：3819】

リサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を

育成するため、府内で発生した廃棄物(循環資源)を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものを大阪府認定リサイクル製品として認定しています。

平成20年度末現在で、再生路盤材などの土木資材や再生プラスチック製品など345製品を認定しており、それらの普及に努めるとともに、年2回の認定を実施しました(認定申請受付は6月、11月)。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.13)

図-5 大阪府リサイクル認定製品マーク



中国江蘇省に対する廃棄物処理技術等研修事業

【循環型社会推進室 内線：3817】

平成18・19年度に実施したアジア3R技術サポート事業の結果、中国江蘇省における金属めっき廃液による環境汚染が緊急課題として抽出されました。そこで、同省の環境行政関係職員を招聘し、本府に立地する民間施設の協力を得て、金属めっき工程に係る廃棄物処理・リサイクル技術等を内容とする研修を実施し、同省の取組を支援しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.17)

2 廃棄物の適正処理

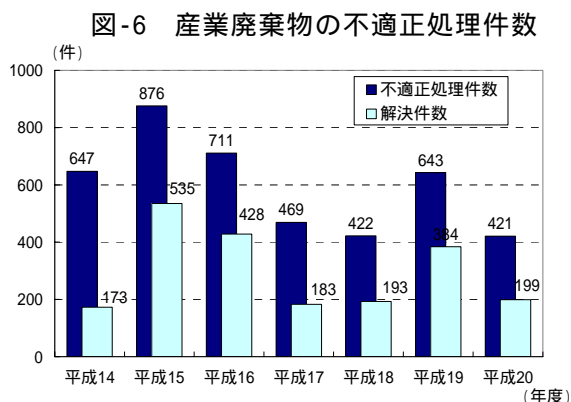
(1) 主な目標と現状

【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の根絶に向けた取組みを重点的に進めます。

【現 状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。



(2) 講じた施策

産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3872】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。

また、警察との連携や産業廃棄物を排出した事業者、土地所有者等に協力を求めるなど、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な問題解決を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.156・158)

図-7 産業廃棄物の不適正処理現場



PCB廃棄物適正処理推進事業

【環境管理室 内線：3871】

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2t/日の施設を建設し、平成18年10月から稼働しています。

大阪府では、「大阪府PCB廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を支援するため、国・他都道府県とともに(独)環境再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に引き続き拠出しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.162)

【脱塩素化分解方式】

トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるPCBを抜取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて260℃、常圧でPCBを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

表-1 大阪府域*のPCB保管等届出状況
(平成20年3月31日現在)

	保管中	使用中
高圧機器	11千台	4百台
低圧機器	379千台	4千台
廃油等	227トン	
廃感圧紙	12トン	

*大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市を除く。

図-8 PCB含有コンデンサの保管状況

